

## 第 610 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 7 月 5 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 15 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

|    |        |    |       |    |       |    |       |
|----|--------|----|-------|----|-------|----|-------|
| 1  | 稲村 耕一  | 2  | 澤邊 治之 | 3  | 鈴木 昇  | 4  | 山崎 正秀 |
| 5  | 佐久間 容  | 6  | 平野 弁一 | 7  | 大後 護  | 8  | 渡邊 和巳 |
| -  | -      | 10 | 森田 泰彰 | 11 | 川口 寛市 | 12 | 鈴木 伸江 |
| 13 | 小柴 賢次郎 | 14 | 白井 和子 |    |       |    |       |

4 欠席委員（0 人）

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| - | - | - | - | - | - | - | - |
| - | - | - | - | - | - | - | - |

5 事務局職員（4 人）

|          |          |          |          |
|----------|----------|----------|----------|
| 局長 藤川 幸男 | 係長 鈴木 宏誌 | 書記 樋口 悠亮 | 書記 山口 芳郎 |
|          |          |          |          |

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 610 回 富津市定例農業委員会

| 発言者  | 発言内容  |
|------|---|
| 事務局長 | <p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 610 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、在籍委員 13 名の全員出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>(農業者年金功績者表彰受賞 (6/20 千葉県農業委員会会長・事務局長会議にて) の報告)</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p> |
| 会長   | <p>皆さんこんにちは。</p> <p>【要約】上記会議に参加し、研修内容報告。不動産登記制度の改正について (所有者不明土地解消のための見直し。相続登記の申請義務化/過料、申請による国庫帰属制度など)、下限面積要件廃止について (窓口対応などの国のマニュアルが未定) など。</p>  |
| 議長   | <p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 610 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。10 番 森田委員、11 番 川口委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第 1 号】</p>   |

|         |   |
|---------|---|
| 議長      | <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、8番渡邊委員、お願いします。</p>   |
| 渡邊委員    | <p>議案第1号1番について、申請地を7月5日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。天神山コミュニティセンターより北東の方向700m付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、相続により取得しましたが県外に居住のため耕作が出来ず、荒廃を防ぐため地元の方に管理をお願いしておりました。今回、夫の弟の配偶者が譲り受けることで話がまとまり、贈与による所有権移転の申請であります。営農計画は、露地野菜の栽培を行う予定であります。以上です。</p>                                |
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>   |
| 事務局(山口) | <p>ただいまの渡邊委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、県外に居住のため耕作を行うことができず、近くで耕作を行っている方に管理をお願いしておりました。今後も耕作を行うことは不可能なことから、夫の弟の配偶者に当たる権利者が耕作を引き継ぐことになり、本申請に及んだものであります。申請地は、農振農用地区域内農地243㎡、権利者の耕作面積は0㎡、農作業歴30年、従農数1名であります。権利者の農地は、台風被害を受け現在耕作ができない状態となっておりますが、農業経験もあることから、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。</p>  |

|         |   |
|---------|---|
| 議長      | <p>(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p>   |
| 議長      | <p>次に、議案第1号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、12番 鈴木伸江委員、お願いします。</p>   |
| 鈴木伸江委員  | <p>議案第1号2番について、申請地を7月5日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。君津商業高等学校より北の方向100m付近に位置する農地であります。申請地は住宅地が多い場所で登記地目は田ですが、現況は畑となっております。</p> <p>義務者は高齢で後継者不在による離農のため権利者へ売却しようとするものであり、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、露地野菜の栽培を計画しております。以上です。</p> |
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>   |
| 事務局(山口) | <p>ただいまの鈴木委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、高齢で後継者もなく耕作を続けていくことが難しいことから、近くに住む権利者へ譲り渡すことで話がまとまり、売買による所有権移転の申請であります。申請地は、農振農用地区域外農地401㎡、権利者の耕作面積は53,815㎡、農作業歴56年、従農数5名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p>                          |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p>   |

|         |   |
|---------|---|
| 議長      | 次に、議案第1号3番について、担当委員の現地調査及び説明を、3番 鈴木昇委員、お願いします。  |
| 鈴木昇委員   | <p>議案第1号3番について、申請地を7月4日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より北の方向200m付近に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、平成19年に本申請地を購入しましたが、農地法の許可を得ることなく現在に至っております。今回、農地法の下限面積が廃止されたことにより、許可を得て登記名義を自身に変更したく本申請をするものであります。現地は、露地野菜等の栽培が行われ、許可要件は満たされていると考えます。以上です。</p>  |
| 議長      | 担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。  |
| 事務局(山口) | <p>ただいまの鈴木委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、平成19年に土地売買契約を取り交わし金銭の支払いも完了しましたが、当時、下限面積要件が満たされず許可を受けることができなかったことから未登記のまま現在に至っております。本年、4月1日施行された農地法一部改正により下限面積要件の廃止により許可を受けることが可能となったことから、所有権移転登記を行うため本申請を行うものであります。申請地は、農振農用地区域外農地456㎡、権利者の耕作面積は0㎡、農作業歴16年、従農数1名であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認され</p>   |

|         |   |
|---------|---|
| 議長      | <p>ました。</p> <p>次に、議案第1号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。</p>  |
| 澤邊委員    | <p>議案第1号4番について、申請地を7月5日午前9時に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。佐貫小学校より北の方向300m～800m、及び西の方向300m付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、ベトナム出身で移住後令和2年に農業経営を開始、同時に認定就農者として富津市長より認定を受け、令和2年11月5日に農地法第3条許可により本申請地を購入した者であります。営農類型は、パクチー、空心菜等の香味野菜の栽培を行っております。将来の規模拡大に向けて法人を設立、自ら代表者となり自己所有農地を賃貸借により法人へ貸付ける申請であります。以上です。</p>   |
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>   |
| 事務局(山口) | <p>ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、新規就農を考えていたところ、前所有者より農地の管理が難しいこと等の理由により令和2年11月に農地法3条許可を得て農地を取得しました。現在まで、空心菜、パクチー等の香味野菜を栽培しております。コロナ感染症も落ち着き今後需要が増えることを見込み、法人化に移行し規模拡大を図ため所有農地全てを自己の法人へ5年間の賃貸契約をしようとするものであります。申請地は、農振農用地区域内及び外農地6,723㎡、権利者の耕作面積0㎡、農作業歴2年、従農数3名であります。許可の条件ですが、個人が取得できる要件に加え、一般法人では農地所有適格法人と異なり購入することはできませんが、賃貸契約に解除条件が付されておれば借受けることは可能となります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p> |

|         |   |
|---------|---|
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号4番は承認されました。</p>  |
| 議長      | <p>次に、議案第1号5番から8番ですが、こちらの案件は権利者が同じですので、一括で審議し、個別に採択としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。（異議なしの声）</p> <p>それでは、異議なしということですので、一括審議、個別採択といたします。では、議案1号5番から8番の担当委員の現地調査及び説明を、7番 大後委員、お願いします。</p>   |
| 大後委員    | <p>議案第1号5番から8番について、権利者が同一ですので一括して説明いたします。申請地は7月2日に確認いたしました。所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より北東の方向1,300m付近に位置し、周辺は農地が広がっている場所であります。</p> <p>権利者は、父親の所有する土地を借け令和5年に会社を設立、管工事を主とした会社経営を始めた者であります。農業に興味があり、会社敷地に隣接しているため耕作に便利な立地条件であったこと、義務者が高齢となり将来にわたり耕作を続けて行くことが難しい事などにより話がまとまり、売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、現状の水稻、露地野菜（人参・さつまいも・大根等）の栽培を続ける予定です。以上です。</p> |
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>   |
| 事務局（山口） | <p>ただいまの大後委員の説明に補足をさせていただきます。権利者は、本申請地の隣接地へ令和5年に建設業関係の会社を設立し事業を</p>   |

|    |  |
|----|--|
| 議長 | <p>始めた者であります。今回、高齢で規模縮小を考えていた義務者と、農業に関心を持っていた権利者との間で合意がなされたことから、本申請に及んだものであります。権利者は、申請地が事業所に隣接し耕作がしやすい立地条件であったこと。義務者や近隣農家より農作業の指導を受けられる目途があること。事業所に常駐する時間が多く、合間で農作業に従事可能であること、会社の事業に携わっている権利者の妻や父の応援が得られること、農機具は、購入済みの耕運機の他、必要に応じ義務者等から借受けることで初期投資を抑えながら将来購入していく計画となっております。農機具、肥料、苗、農作物等の保管は事業所敷地内の建物を活用することで農業を行うことは可能と考え申請に及んだものであります。申請地は、農振農用地区域内農地合計 1,930 m<sup>2</sup>、権利者の耕作面積 0 m<sup>2</sup>、農作業歴 無、予定従農数 2 名であります。以上です。</p> |
|    | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り、個別の採決に入ります。</p>   |
|    | <p>まず、議案第 1 号 5 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 5 番は承認されました。</p>   |
|    | <p>次に、議案第 1 号 6 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 6 番は承認されました。</p>   |
|    | <p>次に、議案第 1 号 7 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 7 番は承認されました。</p>   |

次に、議案第 1 号 8 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第 1 号 8 番は承

|         |   |
|---------|---|
| 議長      | <p>認されました。</p> <p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、7番大後委員、お願いします</p>   |
| 大後委員    | <p>議案第2号1番について、申請地を7月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。JR青堀駅より東の方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、建築業を営んでおり、隣接地を資材置場として利用していますが、やや手狭になり、申請地を資材置場として転用することで使用形状が良くなるため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>                |
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>  |
| 事務局（樋口） | <p>ただいまの大後委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。資材置場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>   |

|         |  |
|---------|--|
|         | <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認されました。</p>  |
| 議長      | <p>次に、議案第2号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、</p> <p>8番 渡邊委員、お願いします</p>  |
| 渡邊委員    | <p>議案第2号2番について、申請地を7月6日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。天神山コミュニティセンターより南東の方向約750mに位置する農地であります。市内でのイノシシ、シカ等の有害鳥獣が増加し、捕獲従事者の多くが高齢のため、捕獲した鳥獣の埋設処理に苦慮しており、処理施設を設けることでその労力を減らし、また、獣肉として有効活用もできることから、父親である義務者から息子である権利者へ贈与による所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p> |
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>   |
| 事務局(樋口) | <p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は井戸水を利用し、汚水・雑排水は合併浄化槽を通じて、雨水とともに道路側溝へ放流します。資金については、工事費に対し自己資金および借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。獣肉加工施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>                        |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち</p>  |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号2番は承認されました。</p>   |
| 議長      | <p>次に、議案第2号3番から6番ですが、こちらの案件は権利者及び義務者が同じですので、一括で審議し、個別に採択としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。(異議なしの声)</p> <p>それでは、異議なしということですので、一括審議、個別採択といたします。では、議案2号3番から6番の担当委員の現地調査及び説明を、5番 佐久間委員、お願いします。</p>   |
| 佐久間委員   | <p>議案第2号3番から6番について、申請地を7月2日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。旧環南小学校より北の方向約600m～1kmにそれぞれ位置する農地であります。</p> <p>申請地は、太陽光発電施設に転用するにあたり、送電線と接続するための工事が可能であり、陽当たりもよく、アクセス面においても良好であることから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p> |
| 議長      | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明お願いします。</p>  |
| 事務局(樋口) | <p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、</p>                       |

|         |   |
|---------|---|
|         | <p>一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>   |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p>   |
| 山崎委員    | <p>申請の分け方、数え方は？ 差替前は7筆2件、差替後は7筆4件だが、分け方に決まりはあるのか。まとめても良さそうだが。</p>   |
| 事務局（樋口） | <p>当初の申請数は2件だったが、敷地が離れていることもあり、県担当者と内容/設置計画を協議のうえ、別々の申請としました。1件当たりの面積からも、県常設審議会の対象にならなくなりました。</p>   |
| 議長      | <p>質疑は以上でありますので、質疑を打ち切り、個別の採決に入ります。</p> <p>まず、議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号3番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号4番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号5番は承認されました。</p> <p>次に、議案第2号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第2号6番は承認されました。</p> <p><b>【議案第3号】</b></p> |

|         |   |
|---------|---|
| 議長      | <p>次に、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。こちらには、鈴木伸江委員に関する計画が含まれていますので、鈴木伸江委員には一時退席をお願いします。</p> <p>【鈴木伸江委員 一時退席】</p> <p>それでは事務局より説明をお願いします。</p>  |
| 事務局（山口） | <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため富津市長より提出されたものであり、令和5年第6次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号5-6-1利用権の設定等を行う者 ████████ 対象農地 ████████<br/> ██████ 田 155㎡、転貸を受ける者 ████████、利用権の種類 賃借、利用内容 畑、期間10年の新規契約であります。以下、整理番号5-6-5まで、合計で貸し手3名、借り手3名、筆数5筆、面積3,940㎡であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりでございます。次に、5ページから7ページまで、利用権の設定を受ける借り手3名の農業経営の状況でございます。以上で説明を終わります。</p> |
| 議長      | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。（なし声） 質疑なしということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員） 挙手全員であります。よって議案第3号は承認されました。</p> <p>【鈴木伸江委員 入室着席】</p> <p>【専決処分報告について】</p>   |
| 議長      | <p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>   |
| 局長      | <p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p>  |

|           |   |
|-----------|---|
| <p>議長</p> | <p>きます。農地法第5条第1項第6号の規定による届け出でございますが、1番は住宅敷地として所有権移転するもので、面積は251㎡、2番から4番は駐車場として所有権移転するもので、面積は2番が213㎡、3番が267㎡、4番が計222㎡、5番6番は専用住宅として所有権移転又は使用貸借権設定するもので、面積は5番が94㎡、6番が613㎡です。これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。（なし）</p> <p>事務局何かありますか。（7月14日臨時総会のご案内）</p> |
| <p>会長</p> | <p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。この委員での総会は今回が最後となります。</p> <p>閉会 午後2時15分</p>   |